

令和 7 年 度 指 名 停 止 業 者

令和 8 年 2 月 2 日

番号	区分	指名停止業者	本店所在地	指名停止期間		措置要件
1	建設工事等	株式会社トーニチコンサルタント	東京都渋谷区	自 令和 8 年 1 月 29 日 至 令和 8 年 4 月 28 日	3か月	独占禁止法違反行為
2	建設工事等	株式会社中央技術コンサルタンツ	東京都新宿区	自 令和 8 年 2 月 3 日 至 令和 8 年 8 月 2 日	6か月	競売入札妨害又は談合
3	建設工事等	日新興業株式会社	大阪府大阪市	自 令和 8 年 2 月 3 日 至 令和 8 年 3 月 2 日	1か月	建設業法違反行為
4				自 至		
5				自 至		
6				自 至		
7				自 至		
8				自 至		
9				自 至		
10				自 至		
11				自 至		
12				自 至		
13				自 至		
14				自 至		
15				自 至		
16				自 至		
17				自 至		
18				自 至		
19				自 至		